

中部地域の中小企業から学ぶ知財活用

中部経済産業局 特許室長 大山 栄成

抄録

ものづくり産業の集積地である中部地域の中小企業の「生の声」を聴くと、知的財産を効果的に活用するための課題やヒントを学ぶことができる。本稿では、中部経済産業局特許室の業務に触れつつ、技術・デザインの保護や、ブランドの確立に向けた中小企業の取組を幾つかご紹介したい。

1. はじめに

中部地域¹⁾には、秀でた技術力・デザイン力をもつ中小企業が数多く存在する。

自動車産業や航空機産業を下支えしてきた技術力を活かし、本業に加え、新たな事業に乗り出す。下請け脱却を目指し、社内でデザインした独自商品の開発、販売に果敢に挑戦する。伝統工芸品を若年層に受ける形のデザインやネーミングでブランディングし、その素晴らしさの再発見につなげる。各企業、百社百様の形で、技術・デザインを武器に厳しいグローバル市場での競争を勝ち抜こうと奮闘している。

中部地域は、総人口・事業所数・総生産などは、おおむね全国の一割の経済圏であるが、製造品の出

荷額は二割を超えている²⁾。中部地域の中小企業の優れた技術は、世界に挑む強い製造業が生み出し鍛えてきたものである。

本稿では、中部経済産業局特許室の業務に触れつつ、中部地域中小企業の知財活用の状況をご紹介したい。

なお、本稿は筆者個人の見解であり、中部経済産業局または特許庁のいかなる見解を表明するものではない。

2. 中部経済産業局特許室

中部経済産業局（以下、「中部局」）は、名古屋城南方の、愛知県庁や名古屋市役所、各省庁の地方局が集中する官庁街の一角に位置し、特許室は中部局の最上階である4階に設けられている。

中部局特許室では、中部地域における知財の取得・活用の促進、特許庁の中小企業支援策の普及に向け、さまざまな業務を行っている。日常業務としては、例えば、研究開発型中小企業に対する審査請求料・特許料の減免手続は特許室が受付窓口となって事務処理を行っており、各県の中小企業支援機関が窓口となっている外国出願補助金も地域の取りまとめ役は特許室となっている。産業財産権に関する登録原簿謄本（権利の最新のステータス）の交付も



名古屋城

1) 本稿において、中部地域とは、中部経済産業局の管轄する愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県を指すこととする。

2) 「中部経済のポイント2015（中部経済産業局総務企画部調査課）」<http://www.chubu.meti.go.jp/a51chosa/data/point-chubu-2015.pdf>

行っている。

中部局特許室独自のセミナーやシンポジウムなども多数開催している。本年度は、企業の経営者や知財担当責任者を対象に、弁護士の鮫島正洋先生や弁理士の土生哲也先生を講師に招いた知的財産経営講座を名古屋、富山で開催している。また、中部地域全体で知財関連の契約実務や意匠の活用等をテーマにしたセミナーを開催したほか、さまざまな地方自治体と共催でシンポジウムを開催した。中小企業支援人材（弁理士・中小診断士・税理士等）向けの講習会、J-PlatPatを利用した検索セミナー、個別企業向けの制度説明会なども含めると、年間合わせて約30回のセミナー・説明会を開催している。

そのほか、大学や自治体等と連携した事業も多数行っており、ユニークなものとしては、ゲーム制作者を目指す学生が、ゲーム会社が開放した特許やコンテンツを利用しゲーム制作を行うことを通じて、開放された知財の有効性をPRする取組なども行っている。

各県に設置された知財総合支援窓口とも、各県における知財活用の状況について情報交換するとともに、相互の事業について、協力しながら周知を行っている。

中部局特許室は、職員3名（室長、工業所有権活用専門官、係長）と調査員3名で分担しながら常に同時並行で多数のイベントの準備や支援業務を行っ



中部経済産業局

ており、賑やかで活気のある部署である。

3. 企業とのコミュニケーション

さまざまな事業を実施する一方、中小企業を中心とする地域の企業に特許庁の支援施策を紹介するため、企業訪問も積極的に行っている。筆者だけでも、平均すると1か月に10社程度の企業を訪問しており、多い場合には1日に3社を回ることもある。中部局の管轄は5県あり、東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）の企業だけでなく、北陸地域（富山県、石川県）にもほぼ毎月足を運んでいる。なお、名古屋から富山までは特急と新幹線を乗り継いでも最速で片道3時間である。

企業訪問は、特許庁施策のPRの機会となるのみならず、企業の知財活用の状況、企業の課題について生の声を聴取する貴重な機会となる。実際に中小企業の経営者、知財担当者の声に耳を傾けると、各企業の知財に対する捉え方、知財の意義を、リアリティをもって理解することができ、また、社内の人の様子や工場の雰囲気などを肌で感じることができる。企業の方との会話の中で、その企業にとって真に必要な情報や知財活用における示唆をその場で提供することができ、現場に足を運んでコミュニケーションをとることの重要性を実感している。そのようなコミュニケーションの際に、審査官としての経験、留学先で学んだ知財法の知識、過去に出席した国際会議での議論など、これまでの業務を通じて得た専門知識や経験が、企業の方に対して有意義な情報を提供するうえで大いに役立っている。

企業訪問の際にもものづくりの現場を見せていただくたび、効率的な生産工程、精緻な品質管理、技術者の方々の芸術ともいえる職人技に感動をおぼえ、優れた製品を特許や意匠、商標を活用して普及させるお役に立ちたいと考えさせられている。企業の方々には、お忙しい業務のなか貴重な時間を割いて訪問にご協力いただき、この場を借りて改めて感謝申し上げたい。

4. 中部地域の出願動向

さて、中部地域の知財活用の現状についてであるが、中部地域全体及び各県の特許及び意匠の出願動

向は、図1のとおりである。

中部地域全体としては、特許出願は、全国的な傾向と異なり、出願件数が2014年までは増加傾向にあり、2015年に少し落ち込んだものの全体的に件数が維持されている。また、意匠出願については、2014年までは減少傾向にあったが、2015年に増加に転じた。前述のとおり、中部地域の経済規模はおおむね全国の一割であるが、特許や意匠の出願件数の全国比率も一割強となっている。

各県別の出願件数については、やはり、トヨタ自動車株式会社（年間約6,000件³⁾）や株式会社デンソー（年間3,500件以上⁴⁾）といった大企業からの出願件数が多い、愛知県からの出願件数が約28,000件と突出しており、愛知県は、特許も意匠も東京都、大阪府に次いで全国3位の出願件数を誇る。愛知県では中小企業からの出願も年々増加しており、出願の4分の1を占める7,000件程度は中小企業からの出願となっている⁵⁾。

隣接する県であっても、地域ごとの産業の特性に応じて出願動向が異なる点は興味深く、例えば、岐阜県や石川県は伝統的な工業や農産品が多いことか

ら地域団体商標の登録件数も他県と比べて多い。

岐阜県は中小企業からの出願が多い点や、意匠出願件数が全国6位と多い点なども特徴的である。特許庁の調査⁶⁾によると、岐阜県では、産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に係る出願の合計件数のうち意匠登録出願が23%を占め、全国平均の6%を大きく上回っている。これについては、岐阜県において製造品出荷額が輸送用機械器具製造業に次いで2番目に大きい、プラスチック製品製造業からの意匠登録出願が多いことが一つの要因として挙げられる。例えば、日用品や工業用資材、自動車部品などに使われるプラスチック製品を製造する岐阜プラスチック工業株式会社（岐阜県岐阜市）は、1,000件弱の意匠権を保有し、これは同社が保有する知的財産権の65%を占める⁷⁾。このように、岐阜県には、業態に合わせて意匠制度を有効に活用する企業が存在する。

5. 中部地域の中小企業から学ぶ知財活用

前述のとおり、特許室ではさまざまなセミナーを企画、実施しており、その中で、知財制度の紹介や



図1 中部地域の特許・意匠出願状況（2015年）

出典：「特許行政年次報告書2016年版 統計・資料編（特許庁）」p.66, p.68「都道府県別出願件数表（日本人によるもの）」からデータを取得

3) 「特許行政年次報告書2016年版 統計・資料編」p.56によると、2014年1-11月の出願件数は5,946件。

4) 同じく3,642件。

5) 「第6回中小企業・地域知財支援研究会（平成27年7月8日）資料2（特許庁普及支援課）」https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien_haifu06/04.pdf

6) 「地域別知的財産活動に関する調査報告書（特許庁）」https://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/chiiki_report_h27.html

7) 同上

知財管理に役立つ実務的な情報を提供している。講師としては、弁護士や弁理士の方々をお招きすることが多いが、先進的な知財管理を実践している企業の担当者から、今後知財活用の強化を検討されている受講者に向けて、実際の事業における経験談を交えながらお話していただくことも効果的であり、説得力があると考えている。セミナー開催後に受講者のアンケート結果を見ると、企業担当者からのプレゼンテーションは具体的であるとして評価が高く、今後のセミナーのテーマについても、「企業担当者による知的財産を活用した事例や各企業の知財活動の取組」、「中小企業の知財戦略の実例」、「会社の知財担当者の話」、「愛知県内に数多くある自動車部品メーカーの知財活動の具体的な紹介」等を求める意見が多く挙がっている。

以下では、セミナーでの企業の方からの講演や、企業訪問の際などにお聴きした内容を一部紹介し、それらを踏まえた若干の考察を述べたい。

(1) 中部局特許室主催セミナーでの中小企業による講演

知財戦略は企業の機密事項であり、セミナーというオープンな場で語っていただける内容は限られている。しかし、登壇いただいた企業の方々のお話から学ぶべきことは数多い。本年度特許室が主催したセミナーにおいて、登壇いただいた企業の方々からお話いただいた内容を一部ご紹介したい。

株式会社タナック（岐阜県岐阜市）

業種：シリコン製品・シリコン加工品の日本国内における販売等

資本金：3,000万円

従業者数：35名

- ・「知的財産ビジネスシンポジウムin岐阜（平成28年6月2日）」にて、棚橋一成代表取締役から、「株式会社タナックにおける研究開発・知財管理の取り組み～技術を核にした事業成長へ向けて～」と題した講演の中で

「オリジナルの新素材である「クリスタルゲル」や「メディピュールゲル」、「タフシロンゲル」を商標登録するなど、知財活用に取り組んでいる。中小企業の課題の一つはブランド力の弱さ。技術のブランド化

を進め、広報力を高めていきたい。」

名古屋木材株式会社（愛知県名古屋市）

業種：木材・合板・建材・住宅機器ならびに産業資材の販売、建築請負およびウッドデッキ施工、圧縮木材の製造・販売

資本金：2億円

従業者数：75名

- ・「第13回「愛知の発明の日」記念講演会（平成28年8月1日）」にて、商品開発室 竹田博室長から、「特許技術を活用したやわらかい木材“リグノフレックス”の開発と事業展開」と題した講演の中で「岐阜大学と共同で曲がる木（圧縮木材に柔軟性を付加したもの）を開発し、特許を取得した。LIGNOFLEXと命名し、商標権を取得。技術のブランド化を図っている。

さらに、曲がる木を応用した商品として、システム手帳を開発し、クラウドファンディングでの資金調達に成功した。システム手帳等の応用製品はiLignosの商標を利用して分かりやすくPRしつつ販売している。」

株式会社名南製作所（愛知県大府市）

業種：合板生産用機械製造・販売

資本金：9,000万円

従業者数：105名

- ・「知財シンポジウムin刈谷（平成28年9月16日開催）」にて、特許室 中林徳郎リーダーから、「企業が活動し続けるための知的財産」と題した講演の中で「他社と差別化した商品・サービスを提供し続けるために、数年かけて開発を行い、多額の投資を行う。簡単に模倣品が出回っては投資の回収ができず、次の研究開発資金が得られなくなるため、模倣品に対しては断固戦う。



特許室主催セミナーの様子

企業活動にはプラスにするための活動とマイナスにならないための活動がある。知財の費用対効果については、数値化できないものの、知財権は他社への牽制効果も含めて有効に機能していると考えている。知財部門は社内で評価されにくい、トップが知的財産の意味を理解して知財担当者の活動を評価することが極めて重要。」

愛知株式会社（愛知県名古屋市）

業種：教育施設家具、会館・庁舎・体育館などの
公共施設家具の製造販売

資本金：9,800万円

従業者数：207名

- ・「知的財産ビジネス討論会 in 春日井（平成28年11月25日開催）」にて、知財課 福島伸泰課長から「意匠戦略を中心とした知財保護とブランド戦略」と題した講演の中で

「デザインを重要な経営資源として位置づけ、追従排除のために、権利行使を前提にした権利取得・権利形成を行っている。デザインコンセプトを追従される経験から、網羅的なデザイン保護の重要性を認識し、部分意匠や関連意匠も積極的に活用している。」

株式会社五合（愛知県春日井市）

業種：超親水性無機塗料「ゼロ・クリア」「ゼロテクト」及び安全クレーンの製造販売

資本金：2,500万円

従業者数：12名

- ・「知的財産ビジネス討論会 in 春日井（平成28年11月25日開催）」にて、小川宏二代表取締役から「五合の知財・ブランド戦略」と題した講演の中で

「これまで、資金調達の際に知財権を保有しているという事実が評価されてきた。また、汚れを落とせる塗料、傷が付かない塗料に「ゼロ・クリア」「ゼロテクト」という分かりやすいネーミングを与え商標権で保護することにより技術のブランド化を図っている。」

(2) 中小企業の声

セミナーのほか、中小企業を訪問してヒアリングさせていただく際にも、経営者の皆様からの知財に関する熱い名言や、知財担当者からの実務的な工夫や経験談などを聴くことができる。そのうち幾つか

を以下にご紹介する。

ア 知財の効果について

「特許権は、技術力が強みの中小企業にとって、アリのゾウに立ち向かう唯一の武器である。」

「知財で技術・デザインを保護し、商品のオリジナリティと付加価値で勝負しなければ、価格の過当競争に巻き込まれる。」

「特許取得を目指して技術を洗練させるプロセス自体が、商品価値を高める。また、同時に、研究者の経験値・自信を高める。」

イ 特許の活用

「特許権の保有情報をもとに、金融機関から融資の提案を受けた。」

「研究開発をメイン事業とし、特許権のライセンスで収入を得ている。」

「商品に特許権を取得している事実を表記すると模倣はほぼなくなった。」

失敗談としては、以下のような例もお聴きました。

「いまになって振り返ると非常に重要な技術だと分かるが、誤って権利放棄してしまった。」

ウ 海外での知財取得

「海外企業との取引が多く、トラブルを予防するため、海外に出す技術は必ず知財で抑えるよう経営層から指示されている。」

「海外の提携企業との交渉において、相手方から、知財取得の有無を問われ、知財の必要性を痛感した。」

エ 意匠の活用

「商品のライフサイクルが短くなるにつれ、意匠権の登録、活用を重視するようになった。」

「同一デザインの海外製造の模倣品がネットオークションに出回っている。」

「製品を創り上げる困難性に比べて模倣は簡単。模倣品には意匠権侵害に関する警告状を送付して対応している。知財で製品を模倣から守らねば開発部隊の存在意義がなくなる。」

オ 商標の活用

「グローバル展開する商品は、各輸出先でそれぞれの国に合った商品名を商標登録している。」

「中国で商標が冒認登録されたが、無効審判を提起し和解に持ち込めた。」

「技術に対するネーミングを商標登録することで、技術をより多くのユーザーに知ってもらえるようになった。」

カ 社内の取組など

「知財ミーティングを月に一度開催し、出願の必要性、権利維持の必要性等を、社長も交えて議論している。」

「研究者もJ-PlatPatを利用し、研究開発前や開発の経過に伴って、類似の技術がないか確認している。」
「発明の効果を伝え、ミスコミュニケーションをなくすため、特許審査の出張面接を利用している。」

(3) 企業の講演やヒアリングから学ぶこと

以上のような、企業の経営者や知財担当者のお話を踏まえると、中部地域の中小企業の知財活用に向けて、例えば、次に挙げる課題があると考えられる。

ア 社内の知財管理体制

知財活用のための社内の体制としては、経営者が知財の重要性を認識し、知財担当者を設け、社内に号令をかけて知財権の取得・活用を推進することが重要であることが分かる。また、実務面では、1名でも専任の知財担当者を置き、知財担当者が社内全体の知財を管理し、弁理士とのつなぎ役を担っている場合は活用が進んでいるように見受けられる。

経営者が、模倣品に対して知財権を活用して毅然とした対応を行う意思がある場合は、その意思が社内に浸透し、知財担当者により、出願の初期段階から、のちの権利行使を見据えた明細書の作成、出願戦略が実行されているようである。そのためには、弁理士と対等にコミュニケーションができるレベルにまで知財担当者の知識や経験値を高めるよう人材育成することが求められる。

イ 意匠制度の活用

岐阜県でプラスチック製品等の意匠の出願が多い

ことは先に述べたが、プラスチック、金属、セラミックスなどの最終製品を作る中小企業には、積極的に意匠制度を利用して工業デザインを上手く保護している企業もある。

そのような企業に意匠制度のメリットを伺うと、税関での差止手続が利用しやすいこと、出願手続きが簡便であること、出願等の手数料が比較的安いこと、海外での権利行使において言語の壁を越えて文言解釈で争わずとも図面で理解できること、関連意匠や部分意匠を活用すれば網羅的に比較的強い権利網を形成できることなどを挙げる。

知財制度を利用していない企業の中には、商標と意匠の区別ですら定かでない企業もあり、中小企業に対して、意匠制度の利点をより分かりやすく伝えることが必要であると考えている。製品のライフサイクルの短期化、需要者のニーズの変化によりデザインの付加価値が高まっていることなどを踏まえ、今後より多くの企業に意匠制度のメリットを伝え、活用を進めることが必要である。

ウ 知財情報検索技術の普及

のちの侵害係争を回避するため、また、従来技術と重複した研究開発投資を避けつつ効率的に研究開発を進めるため、企業が研究開発を行う際や特許出願をする際に、適切な先行技術調査を行うことは重要である。実際に、知財活用に取り組む多くの企業は、商用のデータベースや特許庁が提供するJ-PlatPatを利用し、あるいは、外部の調査会社や特許事務所を利用して先行技術調査を行っている。

また、最近では、特許庁が提供している知財ビジネス評価書が多くの金融機関に利用されているように、金融機関にとって、顧客企業が保有している知財権の情報を企業の事業性評価の一つの参考指標とすることが注目されている。中部地域の事例として、例えば、岐阜信用金庫⁸⁾、名古屋銀行、百五銀行は、知財ビジネス評価書の利用に積極的に取り組み、同評価書に基づいた事業性評価による融資を実行した⁹⁾。

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) 等は、知財担当者等に向けてJ-PlatPatの利用促進のた

8) 岐阜信用金庫 平成28年11月2日ニュースリリース『「知財ビジネス評価書」に基づいた「事業性評価」による融資を実行した岐阜県で初めての事例』<http://www.gifushin.com/release/20161102a.pdf>, <http://www.gifushin.com/release/20161102b.pdf>

9) 日経新聞2016年12月7日朝刊 中部経済面 (33面)「知的財産権 融資に活用」

めの講習会を実施しているが、知財情報のさらなる利用可能性に鑑み、今後は、企業の知財担当者のみならず、金融機関の中小企業担当者や中小企業診断士等の中小企業支援人材に対しても、知財情報の検索スキルの向上が求められるのではないだろうか。

エ 技術のブランド化

株式会社タナックや名古屋木材株式会社、株式会社五合が取り組んでいるように、企業名だけでなく、技術やデザイン性に優れた素材や商品に、覚えやすくクールなブランド名を付けPRすることは、技術の普及にとって有効な戦略であると考えられる。

特許や意匠で保護するだけでなく、技術やデザインをより広く流通させるためのマーケティング戦略の一環として商標制度の活用が求められるのではないかと。

オ 新規事業における知財活用

中部地域には、大企業等に部品や素材を提供する、あるいは、OEM生産を請け負っている企業が多数存在する。そのような企業は、ニッチな分野で突出した技術力を有しており、なかには、独自製品を作る新規事業の開拓に取り組んでいる企業もある。

これまでは独自製品、最終製品を作っていないことから、知財の取得、活用に対する意識が低かった企業であっても、模倣品対策、ブランド確立といった課題に知財制度を活用して取り組む必要がある。例えば、海外での販売を目指し、独自の新製品を海外の展示会に出した数か月後に模倣品がインターネット上で出回ったとの話も耳にする。このような事例を増やさぬよう、新規事業開拓に挑む中小企業の知財活用を支援する取組も求められる。

6. まとめ

名古屋に転勤してはや8か月（本稿を執筆している平成28年12月7日時点）が経過した。訪問した企業は60社に及ぶ。日々駆けまわっており、なかなか立ち止まって考える機会がない中、編集者の方から本稿執筆の機会を与えていただき、頭の中にこれまで蓄積された情報を少し整理する機会を得た。

今後も企業の方々の生の声を聴取しながら、中小企業の知財活用について学び、中部局特許室の事業に反映させ、実践的で有効な情報提供を行っていきたい。

最後に、普及支援課のデータによると¹⁰⁾、特許出願をする中小企業のうち約86%の企業は年間3件以下の出願件数となっている。地方局特許室で業務を行うと、その数字が現実に即したものであることがよく理解できる。中小企業にとって、イノベーションを生み出すことは容易ではなく、必要以上の数の出願をする資金的余裕もない。審査部から企業訪問する際には、出願件数が比較的多い企業を選択することが多いのではないかと考えるが、出張面接などで地方に足を運んでいただく際には、地方の中小企業の知財活用の現状など聴く機会と捉えて出願人とコミュニケーションをとっていただきたい。ちなみに、先日三重県の企業を訪れた際、「審査官と面接した際に一般的な制度や手続を含め、さまざまな示唆を受け大変勉強になった。予想していたよりもずっとフランクな会話ができた。」との意見を聞き、審査官として非常に嬉しく思った。



右から、藤井工業所有権活用専門官、市来係長、筆者、調査員の方々

profile

大山 栄成 (おおやま よしなり)

平成15年4月	特許庁入庁(特許審査第一部アミューズメント)
平成19年4月	審査官昇任
平成20年4月	調整課審査基準室
平成21年11月	経済産業省通商政策局APEC室
平成23年7月	米国ワシントン大学ロースクール留学(知的財産法LL.M.取得)
平成25年7月	総務課制度審議室
平成26年10月	国際政策課
平成28年4月	中部経済産業局特許室長(現職)

10)「第6回中小企業・地域知財支援研究会(平成27年7月8日)資料2(特許庁普及支援課)」
https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien_haifu06/04.pdf